

競争入札参加資格関係事務処理要綱

昭和48年 4月 2日 局総第 111号
最終改正 平成24年12月17日 局総第1504号

第1 趣 旨

道が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第2 資格基準の設定

- 1 知事は、基準審査年の1月に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、その都度定めることができる。
- 2 政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示は、北海道公報に登載して行うものとする。

第3 資格の審査及び有効期間

- 1 知事は、道が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、当該申請をした者の申請に係る資格の有無について審査するものとする。
- 2 前項の資格の審査は、別に定める時期に定期又は随時の申請により行うものとする。
- 3 定期の申請により行う資格の有効期間は年度を単位とし、3年度の範囲内で別に定めるものとする。
また、随時の申請により行う資格の有効期間は、資格を有することとした旨の決定の通知をした日から定期の申請により行う資格の有効期間の末日までとする。
- 4 前3項に規定する資格の審査のほか、知事又は部局長（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「規則」という。）第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。）は、契約ごとに定める資格の審査を行うことができる。

第4 審査結果の通知等

- 1 知事は、第3の規定に基づく審査の結果について、速やかに、書面をもって当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事は、第3の規定に基づく審査の結果、資格を有するものと認定した者（以下「資格者」という。）について競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、関係部長等（関係の部長等（規則第2条第1号に規定する部長等をいう。）、部局長及び地方部局長（規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。）をいう。以下同じ。）にその内容を周知するものとする。

第5 資格の再審査

- 1 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者又は資格者の事業又は営業を承継した者の申請に基づき、再審査の上、当該資格に関する事項を変更することができる。

る。

- (1) 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転された場合
 - (2) 資格者である共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転された場合
 - (3) 資格者（第11の規定により出納局長が定める資格者に限る。）が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合
 - (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格者がその構成員（資格者である構成員に限る。）を変更した場合
 - (5) 企業組合又は協業組合である資格者がその構成員を変更した場合
- 2 知事は、前項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係部長等に通知するものとする。
 - 3 第4第1項の規定は、第1項の規定により資格に関する事項を変更した場合について準用する。

第6 削除

第7 競争入札参加の排除

- 1 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別記の競争入札参加排除基準によるものとする。
- 2 知事は、資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別記の競争入札参加排除基準による参加排除の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加排除の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

第8 資格の消滅等

- 1 資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとする。
 - (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
 - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
 - (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
 - (4) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき知事が定める資格要件を欠くこととなったとき。
- 2 知事は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないことと決定したとき及び前項の規定により資格者の資格が消滅したときは、当該資格者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。
- 3 第5第2項の規定は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないことと決定した場合及び資格者の資格が消滅した場合について準用する。

第9 指名停止

- 1 知事は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が指名停止基準に該当したと認められるときは、当該資格者について、2年以内の期間を定めて、指名を停止

することができる。

2 前項の指名停止基準及びその事務処理は、知事が別に定める。

第10 内部協議

知事は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除しようとするとき及び第9第1項の規定により指名を停止しようとするときは、競争入札参加者審査委員会に審議させるものとする。ただし、特にその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第11 施行に関し必要な事項

この要綱の施行に関し必要な事項は、出納局長が定める。

第12 経過措置

- 1 この要綱の施行前において、指名競争入札参加者指名停止基準（昭和44年10月9日付け総務第1203号総務部長通達。以下「旧基準」という。）により指名の停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例によるものとする。
- 2 旧基準に該当した者で、この要綱の施行の日までにその措置の決定していないものについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 旧基準第1項第4号に該当したため指名停止を受けた者が、この要綱の施行後において旧基準第1項第5号に該当することとなったときは、なお従前の例によるものとする。

別記

競争入札参加排除基準

第1 競争入札に参加させない期間の基準

政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととする期間は、次の表のとおりとする。

| 参加排除要件 | 参加排除の期間 |
|----------------------------|--|
| (1) 政令第167条の4第2項第1号に該当する場合 | 当該認定をした日から 2年以上3年以内 |
| (2) 政令第167条の4第2項第2号に該当する場合 | 当該認定をした日から 1年6箇月以上3年以内 |
| (3) 政令第167条の4第2項第3号に該当する場合 | 当該認定をした日から 1年以上3年以内 |
| (4) 政令第167条の4第2項第4号に該当する場合 | 当該認定をした日から 1年6箇月以上3年以内 |
| (5) 政令第167条の4第2項第5号に該当する場合 | 当該認定をした日から 1年以上3年以内 |
| (6) 政令第167条の4第2項第6号に該当する場合 | 代理人、支配人その他の使用人 について決定された前各号の期間 の残存期間 |

第2 競争入札に参加させない場合の例示

第1の表の各号に該当する場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 政令第167条の4第2項第1号の場合

- ア 工事用資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたもの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合
- イ 工事用原材料等につき、故意に粗雑にしたと認められる場合
- ウ 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合
- エ 納品すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合
- オ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(2) 政令第167条の4第2項第2号の場合

- ア 偽計又は威力をもって競争入札の公正な執行を妨げ、公訴を提起された場合
- イ 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合
- ウ 競争入札において不正の利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合
- エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

(3) 政令第167条の4第2項第3号の場合

- ア 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は契約保証金を納付すること等を妨げた場合
- イ 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合
- ウ 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用等について制限をする等により契約の履行を妨げた場合
- エ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(4) 政令第167条の4第2項第4号の場合

- ア 偽計又は威力をもって監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合
- イ その他これに類する行為があったと認められる場合

(5) 政令第167条の4第2項第5号の場合

- ア 落札者が契約を締結しない場合（別に定めるところにより指名停止を行うものを除く。）
- イ 業者の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合
- ウ 公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人が工事の完成を請求された場合
- エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

第3 基準運用の原則

- 1 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、第1の表の各号のうち、二以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち、最も長いものをもってそれぞれ長期及び短期とする。
- 2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項の規定に該当し、かつ、要綱第9第1項の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、政令第167条の4第2項の規定を優先して適用するものとする。
- 3 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該資格者を構成員とする共同企業体について、政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。

また、資格者が共同企業体の場合であって、当該共同企業体が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員全員（政令第167条の4第2項の規定に該当した行為に関し、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。

4 削除